

建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請手数料について

住宅の評価において、仕様・計算併用法の評価が可能となったことから、申請手数料を新設しました。

令和7年4月1日
から適用

◆ 申請手数料について

- 申請手数料は、表1又は表2の金額となります。
- 住宅部分と非住宅部分との共用部分があり、住宅部分の床面積の合計が非住宅部分の床面積の合計より大きい場合、共用部分は住宅部分の床面積に算入します。なお、非住宅部分の床面積の合計が住宅部分の床面積の合計より大きい場合、居住者以外の者のみを利用する共用部分は非住宅部分の床面積に算入します。（◆ 共用部分の考え方 参照）
- 床面積は、高い開放性を有する部分（内部に間仕切壁等を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上）及び共用部分（住宅部分の共用部分を評価対象に含めない場合）を除きます。

I. 事前に登録住宅性能評価機関等による技術的審査を受けた場合※1

表1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請手数料

申請単位		床面積の合計		金額
一戸建ての住宅		一律		4,700円
一戸建ての住宅以外	A（住宅部分）	300m ² 未満		9,400円
		300m ² 以上 2,000m ² 未満		20,000円
		2,000m ² 以上 5,000m ² 未満		45,000円
		5,000m ² 以上		81,000円
	B（非住宅部分）	300m ² 未満		9,400円
		300m ² 以上 1,000m ² 未満		16,000円
		1,000m ² 以上 2,000m ² 未満		27,000円
		2,000m ² 以上 5,000m ² 未満		80,000円
		5,000m ² 以上 10,000m ² 未満		130,000円
		10,000m ² 以上 25,000m ² 未満		160,000円
		25,000m ² 以上		200,000円

※1：住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する登録住宅性能評価機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証又は設計住宅性能評価書が添付された場合

◇ 性能向上計画の変更認定の申請手数料について

（1）既に性能向上計画認定を受けた場合

- ・ 表1で算出した申請手数料×1/2

（2）既に性能向上計画認定を受けた建築物の計画を変更して、新たに床面積が追加される場合

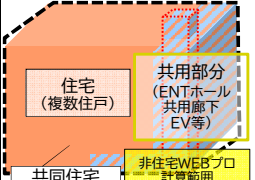
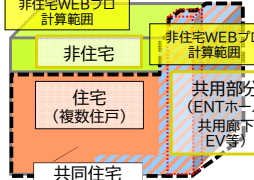
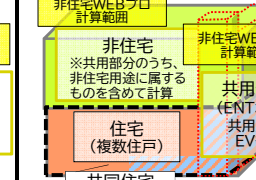
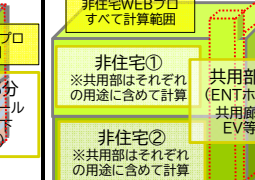
- ・ （1）で算出した申請手数料 + 表1で算出した申請手数料（追加部分）

※ただし、一戸建ての住宅の場合にあっては、（1）で算出した申請手数料

申請単位	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外				複数建築物
	A	A+B	B	A	B	建築物毎に手数料を算出して合算
	共同住宅 住戸 住戸 共用部分 住戸 住戸 住戸 住戸	複合建築物 非住宅 共用部分 住戸 住戸 住戸 住戸	非住宅 非住宅	複合建築物の住宅全体 非住宅 共用部分 住戸 住戸 住戸 住戸	複合建築物の非住宅全体 非住宅 共用部分 住戸 住戸 住戸 住戸	2以上の複数建築物（エネルギー供給関係にある） 申請建築物 戸建 共同住宅 複合建築物 非住宅等 他の建築物 戸建 共同住宅 複合建築物 非住宅等 エネルギー供給

◆ 共用部分の考え方

※1 住宅部分と非住宅部分の床面積の大きさに関わらず、状況に応じて適当と認められる部分は「特定共用部分」とすることが可能。

	共同住宅のみ	共同住宅と非住宅の複合建築物		非住宅のみ
		各部分の床面積が住宅部分≧非住宅部分	各部分の床面積が住宅部分<非住宅部分	
(参考)一次エネルギー消費量の評価	「住宅部分のみ」もしくは「住宅部分+共用部分」	「住宅部分のみ」+「非住宅部分」もしくは「住宅部分+共用部分」+「非住宅部分」で、それぞれ または 合計で基準適合		非住宅部分
共用部分の取扱い	住宅用途（共同住宅）の共用部分※1 →住宅部分として計算	特定共用部分※1 →非住宅部分として計算		非住宅用途の共用部分 →非住宅部分として計算
図				

Ⅱ.Ⅰ 以外の場合

表2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請手数料

申請単位		評価方法		床面積の合計		金額		
一戸建ての住宅		標準計算法		200m ²	未満	34,000円		
			200m ²	以上		38,000円		
		仕様・計算併用法		200m ²	未満	25,000円		
			200m ²	以上		28,000円		
		誘導仕様基準		200m ²	未満	17,000円		
200m ²	以上			19,000円				
一戸建ての住宅以外	A（住宅部分）	標準計算法		300m ²	未満	69,000円		
			300m ²	以上	2,000m ²	未満	120,000円	
			2,000m ²	以上	5,000m ²	未満	200,000円	
			5,000m ²	以上		280,000円		
		仕様・計算併用法		300m ²	未満	51,000円		
			300m ²	以上	2,000m ²	未満	86,000円	
			2,000m ²	以上	5,000m ²	未満	150,000円	
			5,000m ²	以上		220,000円		
		誘導仕様基準		300m ²	未満	33,000円		
			300m ²	以上	2,000m ²	未満	57,000円	
			2,000m ²	以上	5,000m ²	未満	100,000円	
			5,000m ²	以上		160,000円		
		B（非住宅部分）	標準入力法		300m ²	未満	230,000円	
				300m ²	以上	1,000m ²	未満	290,000円
				1,000m ²	以上	2,000m ²	未満	370,000円
				2,000m ²	以上	5,000m ²	未満	530,000円
				5,000m ²	以上	10,000m ²	未満	650,000円
				10,000m ²	以上	25,000m ²	未満	770,000円
	25,000m ²		以上		870,000円			
	モデル建物法			300m ²	未満	87,000円		
			300m ²	以上	1,000m ²	未満	110,000円	
			1,000m ²	以上	2,000m ²	未満	150,000円	
		2,000m ²	以上	5,000m ²	未満	240,000円		
		5,000m ²	以上	10,000m ²	未満	310,000円		
		10,000m ²	以上	25,000m ²	未満	370,000円		
		25,000m ²	以上		440,000円			

◇ 性能向上計画の変更認定の申請手数料について

（１）既に性能向上計画認定を受けた場合

- ・ 表2で算出した申請手数料×1/2

（２）既に性能向上計画認定を受けた建築物の計画を変更して、新たに床面積が追加される場合

- ・ （１）で算出した申請手数料 ＋ 表2で算出した申請手数料（追加部分）

※ただし、一戸建ての住宅の場合にあっては、（１）で算出した申請手数料

申請単位	一戸建ての住宅	一戸建ての住宅以外				複数建築物
		A	A+B	B	A	B
	住宅	共同住宅 住戸 住戸 共用部分	複合建築物 非住宅 住戸 住戸 共用部分	非住宅 非住宅	複合建築物の住宅全体 非住宅 住戸 住戸 共用部分	複合建築物の非住宅全体 非住宅 住戸 住戸 共用部分
						2以上の複数建築物（エネルギー供給関係にある） 申請建築物 戸建 共同住宅 複合建築物 非住宅等 他の建築物 戸建 共同住宅 複合建築物 エネルギー供給 ↑

◆ 共用部分の考え方

※1 住宅部分と非住宅部分の床面積の大きさに関わらず、状況に応じて適当と認められる部分は「特定共用部分」とすることが可能。

	共同住宅のみ	共同住宅と非住宅の複合建築物		非住宅のみ
		各部分の床面積が住宅部分≧非住宅部分	各部分の床面積が住宅部分<非住宅部分	
(参考)一次エネルギー消費量の評価	「住宅部分のみ」もしくは「住宅部分+共用部分」	「住宅部分のみ」+「非住宅部分」もしくは「住宅部分+共用部分」+「非住宅部分」で、それぞれ または 合計で基準適合		非住宅部分
共用部分の取扱い	住宅用途（共同住宅）の共用部分※1 →住宅部分として計算	特定共用部分※1 →非住宅部分として計算		非住宅用途の共用部分 →非住宅部分として計算
図				

■ 建築物省エネ法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定に関する問合せ先 ■

神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課 建築指導グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 県庁新庁舎11階

電話番号：045-210-6244 FAX：045-210-8884